

宗像地区事務組合だより

問い合わせ先：宗像地区事務組合総務課

住所：〒811-3507 福岡県宗像市多禮298番地

TEL：62-0031

FAX：62-1970

Eメールアドレス：info@munakatajimu.or.jp

ホームページアドレス：http://www.munakatajimu.or.jp/



宗像地区事務組合って何をしているの？



急患センター事業



皆さんは「宗像地区事務組合」をご存じですか。宗像市と福津市は、広域で協力し、効率的で高い水準の市民サービスを提供する為に、宗像地区事務組合を設立しました。

宗像地区事務組合では、生活に深く関わりのある水道、消防、急患センター、し尿処理の4つの事業を行っています。

昨年の3月1日号では、「水道事業」について紹介しました。今回は、健康・福祉に関する「急患センター事業」についてQ&A方式でお伝えしていきます。

Q1 「宗像地区急患センター」ってどんなところですか？

A1

休日・夜間の応急的な診療を行う施設です。

Q2 どのような科を受診できますか？

A2

内科と小児科です。

Q3 平日の昼間は診てもらえますか？

A3

平日の昼間は診療していません。診療時間は表のとおりです。

診療日	診療時間
平日	19:30～翌朝6:00
土曜日	18:00～翌朝9:00
日曜日、祝日	9:00～翌朝6:00
お盆	8月13日19:30～ 8月17日午前6:00
年末年始	12月30日14:00～ 1月4日午前6:00

※お盆・年末年始は令和2年度の予定を記載しています

Q4 急患センターで受診したのですが、2回目以降も通院できますか？

A4

かかりつけとしての利用はできません。

Q5 子どもの夜間発熱で急患センターの受診を迷っていますが、どこかに相談できますか？

A5

次の電話番号やウェブサイトをご利用ください。
①「福岡県小児救急医療相談」（電話番号 #8000）※夜間等のみ通話可
②「こどもの救急」（http://kodomo-qq.jp/）生後1か月～6歳までの子どもの受診目安を提供

Q6 受診するときに持っていくものはありますか？

A6

健康保険証、各種医療証等（コピー不可）。

救急車の利用について

症状からみて緊急だと感じたら、迷わずに119番通報してください。

但し、救急車の台数は5台と限りがありますので、緊急を要しないかもしれない迷うときは次の電話番号に相談ください。



「福岡県救急医療電話相談」
(電話番号 #7119 または 092-471-0099)
(年中無休、24時間受付)

Q7 急患センターはどこにありますか？

A7

〒811-3431
宗像市田熊五丁目5番5号
(宗像地域医療センター1階)
TEL:0940-36-1199



おしらせ

●小規模貯水水槽水道(受水槽の規模10m以下)設置者の皆さまへ

マンションやビル、病院などの建築物に設置されている「小規模貯水水槽水道」(受水槽の規模10m以下)、の設置者は、年1回の清掃実施や水質検査の受検など水道法に準ずる適正な管理をすることが必要です。

《設置者の管理義務》

頻度	内容
水槽の清掃 年1回	・管理者自ら、もしくは専門の清掃業者に委託して実施してください。
施設の点検 必要に 応じ随時	・水槽に亀裂はないか、水槽が汚水等で汚染されていないか、水槽内に異物が混入していないかなどを点検し、欠陥をすみやかに改善してください。
水質検査 年1回	・厚生労働大臣の登録を受けた事業者による水質検査を行ってください。
管理報告 年1回 もしくは 水質異常時	・上記清掃や検査を実施した際は、宗像地区水道管理センターに報告してください。 ・水質に異常があれば、すみやかに水質検査を実施して、健康を害するおそれがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を利用者に知らせるとともに、宗像地区水道管理センターに連絡してください。

《専門の機関・事業者》

清掃業者 建築物飲料水貯水水槽清掃業として登録している事業者

検査機関 厚生労働大臣による「水質検査」に登録している検査機関

■問い合わせ先 宗像地区水道管理センター 施設課 ☎(62)0975

●引越しの際の開始・中止の手続き

■**転入の場合** 水道開始の手続きはホームページからの電子申請、又は、宗像地区上下水道料金センターへの連絡がいずれかの方法で行ってください。

あらかじめ新居に「使用開始届はがき」があれば、それに氏名、使用開始年月日などを記入し郵便ポストに投函してください。

■**転出の場合** 引越しの2～3日前（土・日曜日、祝日を除く）までに、電話などで引越し日を宗像地区上下水道料金センターまで連絡してください。

使用中止日以降、速やかに上下水道メータを検計します。現金で清算する場合を除き、お客様の立会いは必要ありません。

●新築の際の開始手続き

新築の場合、施工業者が水道開始手続きを代行するケースが多くみられますが、建売の場合などは念のために宗像地区上下水道料金センターまでご連絡ください。

■問い合わせ先 宗像地区上下水道料金センター ☎(62)0026

●若木台地区第一次開発地区の20mmの水道利用加入金の特例措置の撤廃について

これまで若木台地区第一次開発地区において20mmの水道利用加入金を減額する特例措置としていましたが、今回、その特例措置を撤廃します。詳しくは宗像地区事務組合ホームページをご覧ください。

●指定給水装置工事事業者の更新手続きについて

水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者が更新制となります。詳しくは宗像地区事務組合のホームページをご覧ください。